

新潟市 旅先納税「にいがた e 旅ギフト」加盟店募集要項

1 目 的

市外在住の方が、新潟市滞在時または訪問前に気軽にスマートフォンからふるさと納税を申し込むことが可能なサービス（以下「新潟市旅先納税」という。）を開始します。

返礼品は登録いただいた市内の宿泊施設又は飲食施設（以下「加盟店」という。）で利用できる電子クーポンとします。

新潟市旅先納税を行った方が、市内で電子クーポンを利用することにより、市内の消費喚起、交流人口増加、市内事業者の活性化を図ることを目的とします。

2 実施概要

- (1) 新潟市旅先納税利用者（市外在住の方のみ）は、旅先納税専用の Web サイトからふるさと納税を行い、返礼品として電子クーポンを取得します。
- (2) 利用者は、取得した電子クーポンを自身のスマートフォン等で表示し、新潟市旅先納税の加盟店に対し店頭で提示します。
- (3) 加盟店は、利用者が提示した電子クーポンを二次元バーコード又は電子スタンプ押印で処理します。
- (4) 加盟店は、電子クーポン利用分を値引いた金額で精算します。
- (5) 新潟市旅先納税の事務局である協同組合 N I C E 新潟から加盟店に対し、電子クーポン利用分を入金します。

※ 加盟店登録手続きが完了した後、電子スタンプや販促物等を事務局より送付します。

3 加盟要件

加盟要件については、以下の要件を全て満たす事業者（店舗）とします。

- (1) にいがた e 旅ギフト加盟店規約に同意したもの。
- (2) 市内に店舗（宿泊業又は飲食業）を有する法人・団体または個人事業主であるもの。
- (3) 総務省が示す地場産品基準を満たす（＝地場産品類型のいずれかに該当し、かつ、当該類型の詳細要件・補足を満たす）こと。【別紙参照】
- (4) 各種法令、条例等を遵守し、法令や条例等に適した業務を行っているもの。

4 返礼品の概要

旅先納税の返礼品としての電子クーポンの概要は以下のとおりとします。

- (1) クーポンの有効期間 ：取得日から 180 日間
- (2) 電子クーポンの種類 ：7 種類（1 円単位で利用できるものとする。）

	寄附額	クーポン額		寄附額	クーポン額
①	5,000 円	1,500 円	⑤	50,000 円	15,000 円
②	10,000 円	3,000 円	⑥	100,000 円	30,000 円
③	20,000 円	6,000 円	⑦	300,000 円	90,000 円
④	30,000 円	9,000 円			

5 精算サイクル

月に1回締日（月末締め）を設け、その日までの間に事務局に到着した取引データをもとに、月に1回（締日の翌々月15日まで）に指定口座へ売上金を振り込むものとする。

ただし、都合により振込日が変更となる場合があります。

6 加盟店登録申請について

(1) 申請受付

随時受付を行います。総務省が示す指定対象期間（毎年度10月1日～翌年9月30日）における総務省確認スケジュール及びそれに伴う市の受付〆切は以下のとおりです。

	令和7年度	
	市受付〆切	確認期間
第1期	令和7年7月16日	令和7年8月1日～令和7年9月30日
第2期	令和7年10月10日	令和7年10月24日～令和7年12月25日
第3期	令和8年1月13日	令和8年1月30日～令和8年3月27日
第4期	令和8年3月31日	令和8年4月15日～令和8年6月15日

(2) 加盟店登録申請方法

登録希望者は、以下のいずれかの方法で申請してください。なお、申請する際は、「3加盟要件」を確認したうえで手続きを進めてください。

- ・特設ホームページ（※今後開設予定）でのフォーム入力
- ・新潟市旅先納税事務局（協同組合NICE新潟）へ、Eメールで登録申込書を含む画像ファイルを提出

※各種様式は特設ホームページ（市ホームページも可）からダウンロードできます。

(3) 加盟要件の確認及び登録

申請内容により加盟要件を審査し、不採択の場合のみ、申請した日から15日後までに通知します。

採択分は上記（1）のとおり総務省へ確認のうえ、総務省確認をもって正式に採用します。

(4) 採用通知について

上記（3）により採用した事業者・店舗に対し、市から採用通知を発出し、事務局から販促ツール等を送付します。加えて、加盟店としてのシステム登録手続き及び電子ギフト利用手続きを行います。

7 問い合わせ先

協同組合NICE新潟（新潟市旅先納税事務局）

住 所 新潟市中央区沼垂東3丁目1-10 だいし開発ビル3F

メール tabisaki@n-gif10ken.com

電 話 025-246-4820（平日9:00-17:00）

「平成 31 年総務省告示第 179 条第 5 条に掲げる地場産品基準」から役務の提供に係る類型を抜粋

■地場産品類型

	平成 31 年総務省告示第 179 条第 5 条に掲げる地場産品基準
7 号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
7 号の 2 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7 号の 3 イ 5 万円以下 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
7 号の 3 ロ 該当地域 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの

■類型ごとの詳細要件・補足

	項目①	項目②
7 号	役務の内容について、全国各地で同様の役務が提供されている場合は対象外。	役務の内容が当該地方団体と相当程度関連性があると言えること。
7 号の 2 （宿泊）	市内に所在する宿泊施設であって、県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営していること。	フランチャイズチェーン等の方式により、県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものではないこと。
7 号の 3 イ 5 万円以下 （宿泊）	1 人 1 泊あたりの調達費用の額が 5 万円以内であることが示せること。	—
7 号の 3 ロ 該当地域 （宿泊）	・ 特定非常災害発生日を示せること ・ 災害救助法の適用が確認されていること	—